平成２７年（フ）第１６１号
茨城県古河市大山1767番地１　ダイセーログ社宅311号、開始決定時の住所千葉県柏市大津ケ丘３丁目53番（１棟402号）
破産者　黒岩　信介
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１９５号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目11番14号
破産者　横山　　晃
法定代理人成年後見人　ＮＰＯ法人成年後見なのはな
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６８号
千葉県松戸市中根長津町183番地　ストークハイツ101号
破産者　藤田　浩勇
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２７３号
千葉県柏市篠籠田1381番地144
破産者　矢久保浩志
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２７４号
千葉県柏市篠籠田1381番地144、商業登記簿上の本店千葉県柏市旭町４丁目11番37―303号
破産者　プロフィットシェアジャパン株式会社
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６号
長野県中野市西１丁目５番９号
破産者　有限会社田端建設
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９６号
長野市大字南堀401番地１
破産者　有限会社信州技術協力
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
岐阜県多治見市太平町２丁目３番地の１レオパレスコモド太平203
破産者　有限会社マルショウ（旧商号有限会社丸藤岩村商店）
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１５３号
大阪市城東区野江２丁目16番20号
破産者　株式会社カドフサ
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７４号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　有限会社前野商店
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３８号
大阪府吹田市新芦屋下15番10―427号
破産者　株式会社ナインリベット
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５３号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―Ｔ20号
破産者　ワイン・アンド・スピリッツ・ジャパン株式会社
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２号
東京都立川市若葉町１丁目15番地の13カスガハイツ102号
破産者　秋山　竜一
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１５６号
神奈川県鎌倉市長谷３丁目４番８号
破産者　株式会社ビューティ・フォレスト
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１８８号
横浜市鶴見区梶山１丁目６番７号
破産者　大沼工業有限会社
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８号
長野県佐久市田口2604番地１
破産者　サンポーイーエムエー株式会社
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２１２号
岡山県玉野市八浜町見石1608番地24
破産者　後藤早智子
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０号
山口県柳井市神代4043番地１
破産者　ＲＥＮ株式会社
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３２号
高知市朝倉丙1821番地１
破産者　有限会社龍馬石材
１　決定年月日　平成27年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７８６号
福岡市東区千早１丁目28番24号
破産者　荒川　秀光（旧姓久家・松尾）
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０２７号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央２丁目９番31号
破産者　壁屋　　仁
１　決定年月日　平成27年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部